

社会福祉法人松江市社会福祉協議会ホームページバナー広告表現ガイドライン

（目的）

第1条 このガイドラインは、社会福祉法人松江市社会福祉協議会ホームページ（以下「市社協ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載する場合に、その広告表現について、社会福祉法人松江市社会福祉協議会ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため必要な事項を定める。

（禁止表現）

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きまたは誤解を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- （1）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- （2）アラートマーク（警告記号）
- （3）ラジオボタン（選択肢の表示）
- （4）テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- （5）プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（市社協ホームページとの区別）

第3条 次の表現については、閲覧者が市社協ホームページのコンテンツの一部と誤解するおそれがあるため禁止する。

- （1）市社協WEBページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- （2）「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政および市社協事業を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が松江市、又は社会福祉法人松江市社会福祉協議会の事業であると錯誤しやすいもの。

（色調）

第4条 市社協ホームページの色調及びデザインの統一性を著しく乱すものは禁止とする。
また、文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは令和5年10月1日から施行する。